

医 第 2 6 7 号

平成26年10月3日

各保健福祉事務所長  
各保健福祉事務所センター所長 } 殿

(平塚、秦野、鎌倉、三崎、小田原、足柄上、茅ヶ崎)

保健医療部長

病床整備に関する事前協議について (通知)

このたび、神奈川県保健医療計画推進会議の意見等を踏まえて、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療供給体制の確保に寄与することを目的として、別添の内容により病床整備に関する事前協議を行うことといたしましたので御承知おきください。

また、このことについて、公益社団法人神奈川県医師会会長、一般社団法人神奈川県歯科医師会会長、公益社団法人神奈川県病院協会会長及び一般社団法人神奈川県精神科病院協会会長に対して周知を依頼したところですが、会員ではない管内の病院、診療所等に対して、同趣旨を周知していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

医療課法人指導グループ 今野

電話 (045) 210-1111 内線4870

## 平成26年度 病床整備に関する事前協議について

病院を開設若しくは増床するとき、または、診療所に病床を設置若しくは増床するときは、開設許可等の申請の前に各保健所設置市及び各保健福祉事務所へ事前協議の申出が必要です。

平成26年度は、次により病床整備に関する事前協議を行いますのでお知らせします。

## 1 対象とする保健医療圏及び病床数

平成26年3月末日現在の療養病床及び一般病床の既存病床数（昨年度までの事前協議承認分等を含む。）が、神奈川県保健医療計画に定めた基準病床数を下回り、かつ、神奈川県保健医療計画推進会議等で必要性が認められた、次の二次保健医療圏及び病床数が対象となります。

二次保健医療圏名	市区町村	病床数
川崎北部	高津区、宮前区、多摩区、麻生区	74
県 央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	18

## 2 申出資格

- ・ 病院の開設または病院の病床数の増加を予定する者
- ・ 診療所の病床の設置または診療所の病床数の増加を予定する者

## 3 審査の視点

- ・ 医療法による構造設備基準や人員配置基準の遵守状況
- ・ 都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法、農地法等関係法令の遵守状況
- ・ 神奈川県保健医療計画との整合性
- ・ 資金計画や周辺環境の諸対策等に関する計画の確実性

## 4 申出要件

原則として、平成27年11月30日までに病院等の開設許可（変更許可）申請を行うこと

## 5 申出期限 平成26年11月28日（金）

## 6 スケジュール

平成26年11月28日まで	病院開設等の申出受付
平成26年12月～平成27年1月	地区保健医療福祉推進会議等の意見聴取
平成27年2月～3月	県保健医療計画推進会議の意見聴取 県医療審議会への報告 申出者への結果通知

## 7 事前協議書の様式

別紙様式のとおり

## 8 問い合わせ及び事前協議書提出先

- ・ 地域によっては優先して整備する病床を設定していることがあります。
- ・ 詳しくは、次の開設予定場所を所管する窓口にお問い合わせください。

二次保健医療圏名	保健所設置市及び保健福祉事務所
川崎北部	川崎市健康福祉局健康安全部医事・薬事課 電話 044 (200) 2463 (直)
県 央	厚木保健福祉事務所（厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村） 電話 046 (224) 1111 (代) 企画調整課
	厚木保健福祉事務所大和センター（大和市、綾瀬市） 電話 046 (261) 2948 (代) 管理企画課

神奈川県知事(\*) 殿

住所

開設予定者

氏名

病院等開設等事前協議書

- 1 病院等の開設等の目的
- 2 名称
- 3 病院等の開設等の場所
- 4 病院等の開設等予定年月日
- 5 病床の種別及び病床数
- 6 診療を行おうとする科目
- 7 医療従事者の概要
- 8 計画敷地周辺の見取図
- 9 計画敷地の面積及び平面図(都市計画区域、用途地域の別等を含む。)
- 10 計画建物の構造概要及び平面図(各室の用途、患者収容定員を示すこと。)
- 11 資金計画等(開設後2年間の事業計画及び収支予算書)
- 12 周辺環境の諸対策
- 13 病床の利用状況

[添付書類]

- ① 開設予定者が、医師又は歯科医師であるときは免許証の写し及び履歴書、その他の者(法人を除く。)であるときは履歴書
- ② 土地又は建物の登記事項証明書
- ③ その他事前協議に要すると認められる書類

\* ただし、開設予定場所が横浜市にあっては横浜市長、川崎市にあっては川崎市長、相模原市にあっては相模原市長、横須賀市にあっては横須賀市長、藤沢市にあっては藤沢市長あて

(注) 開設予定者が法人であるときは、「住所」は主たる事務所の所在地、「氏名」は名称及び代表者氏名を各々記載するものとする。